

## 茨城県まち・ひと・しごと創生会議効果検証部会設置要領

### (趣旨)

第1条 本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等について、より効果的な推進に資するため、茨城県まち・ひと・しごと創生会議設置要綱第6条に基づき、効果検証部会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 効果検証部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方創生関連の交付金事業に係る効果検証に関すること。
- (2) その他本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等の効果検証に関すること。

### (構成)

第3条 効果検証部会の構成員は、茨城県まち・ひと・しごと創生会議委員のうち、次に掲げる委員をもって構成する。

| 氏名     | 所属・役職            |
|--------|------------------|
| 小田部 卓  | 株式会社茨城新聞社代表取締役社長 |
| 寺門 一義  | 株式会社常陽銀行取締役頭取    |
| 西野 由希子 | 茨城大学人文社会科学部教授    |
| 蓮見 孝   | 札幌市立大学理事長・学長     |
| 米倉 達広  | 茨城大学副学長          |

2 構成員の任期は、茨城県まち・ひと・しごと創生会議委員としての任期と同じ期間とする。

### (部会長)

第4条 効果検証部会には、委員の互選により部会長を置き、部会長は会務を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 効果検証部会の会議（以下、「会議」という。）は、知事が招集する。

### (構成員以外の者からの意見の聴取)

第6条 知事は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 効果検証部会の庶務は、地方創生室において行う。

### (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、効果検証部会の運営その他について必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成28年7月26日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。